

もりまちハートセンターでの交通費助成について

障害者交通費助成とは、公共交通機関の利用や外出する機会を容易にするため、その費用の一部を助成する制度です。

- 対象者**
- ① 身体障害者手帳1～3級か療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ② 満70歳以上で身体障害者手帳4～6級をお持ちの方

バス・電車を利用する方

バス券はもうありません

①事前準備

お持ちの「エヌタスTカード」または「ニモカ」を長崎市役所の各地域センターで事前登録をします。



※登録が完了すると「障害者交通費助成登録確認通知書」が届きます。

「エヌタスTカード」または「ニモカ」を持っていない人は

「エヌタスTカード」は長崎バス営業所、「ニモカ」は県営バス営業所・電気軌道営業所で障害者割引として購入してください。（購入時は障害者手帳を忘れずにお持ちください）



②使う

事前登録した「エヌタスTカード」または「ニモカ」を使い、バスや電車に乗ります。使った分だけ、5000円分を上限に「ポイント」が付きます（助成されます）



エヌタスTカードは月末締めで2ヵ月後、ニモカは最短で2日後にポイントが付きます。しかし、「このままでは付いたポイントは使えません」

③電子マネーに交換

ポイント交換できる場所（別紙「障害者交通費助成登録確認通知書」参照）で「もらったポイントを電子マネーに交換」これで助成分をバスや電車で見えます。

タクシー・船舶などを利用する方

- ①市役所から引き換えハガキが届きます
- ②お近くの交付場所にて紙券と交換
- ③紙券で交通機関を利用



「タクシー」「ガソリン」「船舶（伊王島・高島・池島）」
「コミュニティーバス（外海・野母崎・伊王島・高島・池島線）」のいずれかが選べます。

※センターでは、「船舶」、「コミュニティーバス」は取り扱っておりません。

福祉タクシー（48枚綴り）の該当となる方

対象になる方は、在宅で①～③のいずれかです。

施設入所中や入院中の方は対象外です。

- ①身体障害者手帳1・2級で車椅子を常時使用
- ②療育手帳A1・A2・A
- ③視覚障害の等級1級で、所得税非課税世帯

※「福祉タクシー」券と「タクシー」券とは別のものです。お間違えないようにお願いします

センター内でもポイント交換できます



ニモカ
ポイント交換機

エヌタスTカード
ポイント交換機



※詳しいお問い合わせは 長崎市役所 障害福祉課まで(☎ 829-1141)